

## 府域における対象事業場の状況

平成21年3月末現在の府域における法対象の特定事業場及び条例対象の届出事業場の数は表1に示すとおりである。また、暫定排水基準が適用される業種別の事業場の数は表2に示すとおりである。

表1 府域における特定事業場・届出事業場の数

排出水の排出先		特定事業場	届出事業場
海域以外	上水道水源地域	752	102
	その他の地域	3,986	273
海 域		188	23
合 計		4,926	398

表2 暫定排水基準適用事業場数

## ア．ほう素及びその化合物

排出先	業 種	特定事業場	届出事業場
上水道水源地域	電気めっき業	2	/
海 域	電気めっき業	3	

上記以外の業種で暫定排水基準の適用対象となる事業場は、府域に現存しない。

## イ ふっ素及びその化合物

排出先	業 種	特定事業場	届出事業場
その他の地域	電気めっき業(日平均排水量が30 m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満のもの)	10	/

上記以外の業種で暫定排水基準の適用対象となる事業場は、府域に現存しない。

## ウ アンモニア、アンモニウム化合物、硝酸化合物及び亜硝酸化合物

排出先	業 種	特定事業場	届出事業場
上水道水源地域	畜産農業	7	/
	食料品製造業(30 m <sup>3</sup> 未満)	4	
	食料品製造業(30 m <sup>3</sup> 以上)	1	1
	金属製品製造業(30 m <sup>3</sup> 未満)	4	1
	下水道業	4	/
	し尿処分業(化学処理を行うものを除く)	4	
	し尿処分業(化学処理を行うもの)	1	

上記以外の業種で暫定排水基準の適用対象となる事業場は、府域に現存しない。